

警察職員の特地勤務手当等に関する規程

〔昭和46年3月20日
本部訓令第7号〕

警察職員の特地勤務手当等に関する規程を次のように定める。

警察職員の特地勤務手当等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の特地勤務手当等に関する条例(昭和46年兵庫県条例第1号。以下「条例」という。)の規定に基づき、警察職員(以下「職員」という。)の特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当に関して必要な事項を定めるものとする。

(事務所等の指定)

第2条 条例第2条に規定する任命権者が定める特地事務所等及び条例第4条第1項に規定する任命権者が定める準特地事務所等は、特地事務所等及び準特地事務所等一覧表(別表)に掲げる事務所等とし、条例第3条第2項に規定する任命権者が指定する特地事務所等の級別は、同表の「級別区分」欄に定めるとおりとする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第3条 条例第4条第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が事務所等を異にする異動又は事務所等の移転(以下「異動等」という。)に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して6年に達する日をもって終わる。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わる。

- (1) 職員が特地事務所等若しくは準特地事務所等以外の事務所等に異動した場合又は職員の在勤する事務所等が移転等のため、特地事務所等若しくは準特地事務所等に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日
 - (2) 職員が他の特地事務所等若しくは準特地事務所等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する事務所等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合(当該事務所等が引き続き特地事務所等又は準特地事務所等に該当する場合に限る。) 住居の移転の日の前日
- 2 前項の事務所等の移転は、移転前の当該事務所等の所管区域外への移転とする。
- 3 条例第4条第2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 新たに特地事務所等又は準特地事務所等に該当することとなった事務所等に在勤する職員であって、その特地事務所等又は準特地事務所等に該当することとなった日(以下「指定日」という。)前3年以内に当該事務所等に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの
 - (2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号)第12条又は第13条第1項の規定による採用(退職した日の翌日におけるものに限る。以下「定年前再任用」という。)をされ、特地事務所等又は準特地事務所等に在勤することとなった職員であって、当該特地事務所等又は準特地事務所等に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの
 - (3) 新たに特地事務所等又は準特地事務所等に該当することとなった事務所等に在勤

する職員であって、指定日前3年以内に、定年前提任用をされ、当該事務所等に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

- (4) 定年前提任用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた事務所等に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、第1号に掲げる職員に該当することとなるもの
 - (5) 定年前提任用をされた職員であって、当該採用の日の前日に条例第4条第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなる職員
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる職員との均衡上必要があるものとして警察本部長が認める職員
- 4 前項の職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 当該職員の指定日に在勤する事務所等が同号の異動の日前に特地事務所等又は準特地事務所等に該当していたものとした場合に条例第4条第1項（職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第3号）第3条第3項若しくは第4条第3項又は条例附則第3項（同規則附則第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 定年前提任用をされた日に特地事務所等又は準特地事務所等に異動したものとした場合に条例第4条第1項の規定により支給されることとなる期間及び額
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 当該職員の指定日に在勤する事務所等が、定年前提任用をされた日前に特地事務所等又は準特地事務所等に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該事務所等に異動したものとした場合に条例第4条第1項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
 - (4) 前項第4号に掲げる職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前提任用をされた職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）として引き続き勤務していたものとした場合に条例第4条第1項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
 - (5) 前項第5号に掲げる職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前提任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に条例第4条第1項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額
 - (6) 前項第6号に掲げる職員 別に警察本部長が定める期間及び額
（端数計算）

第4条 条例第3条第1項の規定による特地勤務手当の月額又は条例第4条第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれ

その端数を切り捨てた額をもって、これらの手当の月額とする。

附 則

- 1 この規程は、昭和46年4月1日から施行し、別表特地事務所等の部浜坂警察署田井駐在所の項に係る部分を除く規定は、昭和45年5月1日から適用する。
- 2 警察職員の隔遠地手当に関する実施規程(昭和35年兵庫県警察本部訓令第33号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 当分の間、職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)附則第7条第1項の適用を受ける職員に対する第4条の規定の適用については、同条中「条例第3条第1項」とあるのは「条例附則第2項において読み替えて適用する条例第3条第1項」と、「条例第4条第1項」とあるのは「条例附則第3項において読み替えて適用する条例第4条第1項」とする。

附 則 (昭和47年12月1日本部訓令第25号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和47年12月1日から施行し、昭和47年5月1日から適用する。
(手当の内払)
- 2 この訓令施行前に、改正前の警察職員の特地勤務手当等に関する規程に基づいてすでに職員に支払われた昭和47年5月1日から同年11月30日までの期間に係る手当は、改正後の警察職員の特地勤務手当等に関する規程による手当の内払いとみなす。

附 則 (昭和48年4月20日本部訓令第20号の2)

この訓令は、昭和48年4月20日から施行する。

附 則 (昭和50年9月27日本部訓令第18号)

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、篠山警察署後川駐在所及び篠山警察署大芋駐在所に係る改正規定は昭和50年3月28日から、福崎警察署上小田駐在所に係る改正規定は昭和49年6月7日から適用する。

附 則 (昭和51年9月2日本部訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和51年8月27日から適用する。

附 則 (昭和52年3月25日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年6月21日本部訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和52年6月6日から適用する。

附 則 (昭和54年5月11日本部訓令第13号)

この訓令は、昭和54年5月11日から施行する。

附 則 (昭和55年3月4日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和55年3月4日から施行する。

附 則 (昭和55年11月14日本部訓令第18号)

この訓令は、昭和55年11月14日から施行する。

附 則 (昭和56年12月25日本部訓令第18号)

この訓令は、昭和56年12月25日から施行する。

附 則 (昭和59年3月27日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和59年3月27日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月19日本部訓令第25号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成2年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において特地勤務手当の支給を受けていた職員で施行日以後引き続き施行日の前日に勤務していた特地事務所等に勤務するものに支給する特地勤務手当については、施行日以後の特地勤務手当の月額が施行日の前日に受けていた特地勤務手当の月額に達するまでの間、改正後の警察職員の特地勤務手当等に関する規程の規定にかかわらず、当該施行日の前日の特地勤務手当の月額に相当する額とする。

3 施行日の前日において特地事務所等として指定されていた事務所等で施行日以後特地事務所等及び準特地事務所等として指定されないこととなるものは、施行日の前日に当該事務所等に勤務する職員で施行日以後引き続き当該事務所等に勤務することとなるものに係る特地勤務手当に準ずる手当の支給について、特地事務所等とみなす。この場合において、特地勤務手当に準ずる手当の月額の算定は、施行日の前日の給料及び扶養手当の月額を基礎として行うものとする。

附 則（平成4年3月31日本部訓令第12—2号）

この訓令は、平成4年3月31日から施行する。

附 則（平成10年3月27日本部訓令第3号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日本部訓令第9号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日本部訓令第11号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月1日本部訓令第17号）

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成16年12月24日本部訓令第20号）

この訓令は、平成17年1月11日から施行する。

附 則（平成17年3月18日本部訓令第3号）

この訓令は、平成17年3月18日から施行する。

附 則（平成17年4月1日本部訓令第7号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月1日本部訓令第9号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年11月1日本部訓令第12号）

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成17年11月7日本部訓令第13号）

この訓令は、平成17年11月7日から施行する。

附 則 (平成18年2月11日本部訓令第4号)

この訓令は、平成18年2月11日から施行する。

附 則 (平成18年2月11日本部訓令第6号)

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日本部訓令第15号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日本部訓令第8号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月5日本部訓令第9号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行し、平成22年3月2日から適用する。

附 則 (平成30年6月28日本部訓令第26号)

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月22日本部訓令第19号)

この訓令は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日本部訓令第12号)

この訓令は、令和3年3月22日から施行する。〔以下略〕

附 則 (令和5年3月20日本部訓令第18号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年兵庫県条例第39号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第12条に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)に対するこの訓令による改正後の警察職員の特地勤務手当等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第3条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項第2号中「職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号)第12条又は第13条第1項」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年兵庫県条例第39号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第2条第1項若しくは第2項、第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和4年改正条例附則第2条第1項若しくは第2項、第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「定年前再任用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第3号から第5号まで並びに同条第4項第2号及び第3号中「定年前再任用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第4号中「定年前再任用をされた職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))とあるのは「暫定再任用職員(令和4年改正条例附則第12条に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。))と、同項第5号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 3 改正後の規程第3条第3項第1号の規定は、令和7年4月1日(以下「切替日」という。)以後に、同号の異動をした職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号)第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 4 改正後の規程第3条第3項第2号及び第3号の規定は、切替日以後に職員の定年等に関する条例第12条若しくは第13条第1項又は令和4年改正条例附則第2条第1項若しくは第2項、第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項若しくは第5条第1項若しくは第2項の規定による採用(以下「再任用」という。)をされた職員について適用する。
- 5 改正後の規程第3条第3項第4号の規定は、切替日以後に再任用をされた職員であって、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同項第1号に掲げる職員に該当することとなる日が切替日以後であるものについて適用する。
- 6 改正後の規程第3条第3項第5号の規定は、切替日以後に再任用をされた職員であって、当該採用の日の前日に支給されていた職員の特地勤務手当等に関する条例(昭和46年兵庫県条例第1号)第4条第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が切替日以後であるものについて適用する。
(補則)
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関して必要な事項は、警務部長が別に定める。

別表(第2条関係)

特地事務所等及び準特地事務所等一覧表

1 特地事務所等

事務所等	所在地	級別区分
飾磨警察署坊勢駐在所	姫路市家島町坊勢	3級
たつの警察署上石井駐在所	佐用郡佐用町上石井	3級
宍粟警察署引原駐在所	宍粟市波賀町引原	3級
南あわじ警察署阿那賀駐在所	南あわじ市阿那賀	3級
南あわじ警察署灘駐在所	南あわじ市灘土生	3級
篠山警察署後川駐在所	丹波篠山市後川上	2級
篠山警察署大芋駐在所	丹波篠山市中	2級
篠山警察署草山駐在所	丹波篠山市本郷	2級
丹波警察署山垣駐在所	丹波市青垣町山垣	2級
丹波警察署上牧駐在所	丹波市市島町上牧	2級

飾磨警察署家島交番	姫路市家島町宮	2級
福崎警察署上小田駐在所	神崎郡神河町上小田	2級
福崎警察署越知谷駐在所	神崎郡神河町越知	2級
たつの警察署福吉駐在所	佐用郡佐用町福吉	2級
たつの警察署中三河駐在所	佐用郡佐用町中三河	2級
宍粟警察署土万駐在所	宍粟市山崎町土万	2級
宍粟警察署室駐在所	宍粟市千種町室	2級
宍粟警察署千草駐在所	宍粟市千種町千草	2級
宍粟警察署三方駐在所	宍粟市一宮町三方町	2級
宍粟警察署繁盛駐在所	宍粟市一宮町上岸田	2級
南但馬警察署熊次駐在所	養父市外野	2級
豊岡警察署神鍋駐在所	豊岡市日高町栗栖野	2級
豊岡警察署佐田駐在所	豊岡市但東町佐田	2級
豊岡警察署中山駐在所	豊岡市但東町中山	2級
洲本警察署広石駐在所	洲本市五色町広石下	2級
淡路警察署山田駐在所	淡路市高山	2級
南あわじ警察署津井駐在所	南あわじ市津井	2級
篠山警察署今田駐在所	丹波篠山市今田町	1級
丹波警察署松森駐在所	丹波市春日町松森	1級
丹波警察署上竹田駐在所	丹波市市島町上竹田	1級
相生警察署梨ヶ原駐在所	赤穂郡上郡町梨ヶ原	1級
宍粟警察署染河内駐在所	宍粟市一宮町能倉	1級
宍粟警察署安賀駐在所	宍粟市波賀町安賀	1級
宍粟警察署上野駐在所	宍粟市波賀町上野	1級
南但馬警察署建屋駐在所	養父市建屋	1級
南但馬警察署大屋駐在所	養父市大屋町大屋市場	1級
南但馬警察署門野駐在所	養父市大屋町門野	1級
南但馬警察署関宮駐在所	養父市関宮	1級
南但馬警察署吉井駐在所	養父市中瀬	1級
豊岡警察署出合駐在所	豊岡市但東町出合	1級
美方警察署川会駐在所	美方郡香美町村岡区入江	1級

美方警察署小代駐在所	美方郡香美町小代区	1級
------------	-----------	----

2 準特地事務所等

事務所等	所在地
西脇警察署大和駐在所	多可郡多可町八千代区大和
南但馬警察署口大屋駐在所	養父市大屋町樽見
豊岡警察署森本駐在所	豊岡市竹野町御又
美方警察署桐岡駐在所	美方郡新温泉町桐岡